

佐久市立臼田中学校 「いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日

1 いじめの基本的な考え方 (長野県教育委員会)

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生命心身財産重大事態)
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校重大事態)
 - 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

「いじめ防止対策推進法」ならびに「(国) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より
長野県教育委員会事務局心の支援課通知
(R 4. 4. 3)

2 いじめを許さない学校づくりにするために

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること。
- ② 生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要とすること。
- ③ 日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ④ いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
- ⑤ 教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。
- ⑥ 生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。(月1回の生活アンケート実施)
- ⑦ 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、協力して対応する体制で臨むこと。

3 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 授業改善 全職員が生徒にとってわかる授業となるように努める。
- (2) 道徳教育 各学年の道徳の目標に基づき、発達段階を大切に資料提示、学習展開を工夫する。
- (3) 人権同和教育、福祉教育の充実 人権・同和教育重点月間(11月～12月)を中心に、人権感覚の向上、自尊感情の高揚、集団生活の向上、共生の喜びを、計画的に指導する。
- (4) 職員研修 発達障害への理解、ネット・SNS等メディアリテラシー研修、人権同和教育講演会(PTA共催予定)等を実施する。

4 いじめの早期発見 子どもが出すサイン チェックポイント

(1) 学校で分かるいじめの発見のポイント

【学校での一日】

発見機会	観 察 の 視 点	
朝の学活	<input type="checkbox"/> 欠席・遅刻が増える <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがちになる	<input type="checkbox"/> 始業時刻ぎりぎりの登校が多い <input type="checkbox"/> 出席確認の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子等が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がなんとなくざわついている <input type="checkbox"/> 席を替えられている
授業中	<input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛など頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 保健室へよく行くようになる <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> その子の隣に誰も座りたがらない <input type="checkbox"/> 学用品の破損、紛失、落書きがある	<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立することが多い <input type="checkbox"/> 発言に対し、しらけや嘲笑がみられる <input type="checkbox"/> 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる <input type="checkbox"/> 絵の具や墨が衣服や所持品に付いている
休み時間	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る <input type="checkbox"/> 遊び、話の中で孤立しがちである <input type="checkbox"/> 物が壊されたり、事件が起きると、その子のせいにされる。	<input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下等を歩いている <input type="checkbox"/> トイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 机や椅子、所持品に落書きされる
給食時間	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる <input type="checkbox"/> その子が配膳すると嫌がられる	<input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時に多く盛られる <input type="checkbox"/> グループで食べる時、席を離している
清掃時間	<input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれていない時がある <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事を一人でする	
放課後	<input type="checkbox"/> 顔や手足にすり傷や鼻血の後がある <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている <input type="checkbox"/> 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする

【注意しなければならない生徒の様子】

様子等	観 察 の 視 点	
動作や表情	<input type="checkbox"/> 活気がなくおどおどしている <input type="checkbox"/> 視線を合わさない <input type="checkbox"/> 手遊び等が多くなる <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒れた感じになる	<input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする <input type="checkbox"/> 教師と話するとき不安な表情をする <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり急に大声を出したりする
持ち物や服装	<input type="checkbox"/> 教科書等にいたずら書きされる <input type="checkbox"/> 持ち物、靴、傘等を隠される	<input type="checkbox"/> 刃物等、危険な物を所持する
その他	<input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる <input type="checkbox"/> 教科書、教室の窓、掲示物等に落書きがある <input type="checkbox"/> 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている <input type="checkbox"/> 教材費、写真代等の提出が遅れる <input type="checkbox"/> インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる <input type="checkbox"/> 孤立傾向がある	

(2) 家庭内で分かるいじめの発見ポイント

観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)

- ◇ 衣類の汚れや破れが見られたり、怪我をしたりしている。
- ◇ 学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている
- ◇ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ◇ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ◇ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ◇ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。

(3) 子どもの実態把握の方法

- ① 学校生活アンケート →月1回の内容を確認し、気になる内容についてはすぐに聞き取り。
*県教委から示されているものに準ずる。
- ② 個人面談 →学習面や友人関係の不安など、表情を見ながら聞き取る。
- ③ 日常観察 →授業や休み時間、給食時などの表情や友人関係などを観察する。
- ④ 生活ノート →担任とつながる大切な手段なので、気になるつぶやきや訴えなどを吸い上げ、すぐに相談に乗る。
- ⑤ アセス →質問内容と本人の解答を照らし合わせ、悩みや困り感を洗い出す。

5 いじめの早期対応

(1) いじめられている子には

言い聞かせることではなく、まず何より本人の訴えを、本気になって傾聴してあげることである。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める → 傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的支援内容を示す → 教師は絶対的な味方
- ③ 自信：よい点を認め励まし、自信を与える。
- ④ 回復：人間関係の確立を目指す。 → 交友関係の醸成
- ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。 → 自立の支援

(2) いじめている子には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、継続して指導していく必要がある。

- ① 確認：いじめに関する事実確認、背景、理由等を確認する。
- ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。 → 受容的態度
- ③ 内省：いじめられている子のつらさに気づかせる。
→ いじめは絶対にいけないことの指導
→ いじめている子もつらい立場かもしれない
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う → いじめのエネルギーの善用を図る
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。 → 成長への信頼

(3) いじめられている子の保護者には

教師と保護者のいじめに対する情報を確認する。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。 → 不用意な発言をしない
 - ・『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言
 - ・その子の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・『被害者保護者優先』を無視した発言
 - ・被害者の『痛み』に共感を示さない発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・具体性のない発言
- ④ 家庭との連絡を密接にとる
 - ・被害者の保護者、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼。
 - ・被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

(4) いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）
- ③ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りをめざして協力してもらう。

(5) 学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
- ② いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権感覚の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

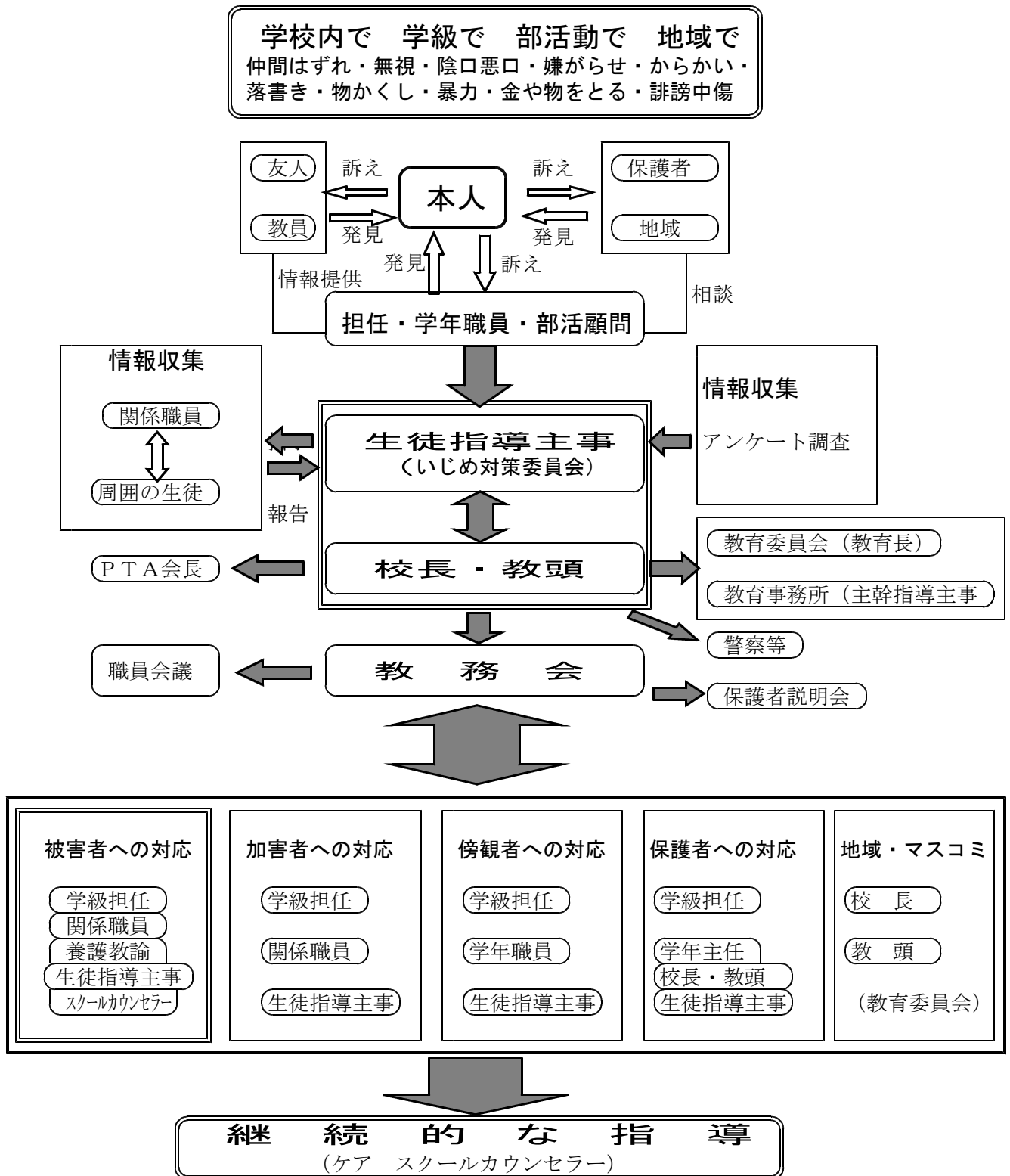
- ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である
- イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変容
- ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動（是認，黙認 → 責任の確認）
人権感覚の育成，信頼感の確立
- エ 連帯感の育成，人間関係づくり…自己存在感

(6) 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師は一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① 校内生徒指導委員会を中心に、市教育委員会の指導のもと、教育事務所等と緊密な連携を図る。
- ② 学校、家庭、関係機関（相談機関，警察等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

6 いじめ対応（フロー図）



7 校内組織の充実 報告・連絡・相談・確認の徹底

校長

- ・校内生徒指導委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。

教頭

- ・いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。
- ・「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。
- ・校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について教職員の理解を図る。
- ・実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的な技術を身につける体制をつくる。
- ・PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

学級担任・教科担任・部活動顧問

- ・小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。
- ・話を聴いたり、日々の生活や言動をきめ細かく観察したりして問題をつかむ。
- ・子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。
- ・生徒に言葉をかけたり、話しをしたりするなど、可能な限り積極的にコミュニケーションを取る。
- ・いろいろな立場の生徒たちの思いをとらえる場を設定して対応する。
- ・生徒同士が触れあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。
- ・「いじめ」に気づいたときは、焦らない、慌てない。
- ・一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。

学年主任

- ・学級担任との連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。
- ・担任と問題解決に当たるとともに、いじめの情報を積極的に学年会で共有する。
- ・学年内のいじめについて生徒指導主事や校長・教頭に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。
- ・学年での調査等を企画し、定期的に生徒の状況把握に努める。
- ・学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。

生徒指導主事

- ・いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識を持つ。
- ・学年会、生徒指導委員会、職員会議などの場で、その解決策、支援策についてリーダーシップを発揮し、校内の指導体制を確立する。
- ・各学年の子どもの状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
- ・校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題の解決に当たる。
- ・学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。
- ・学級担任を精神的に支える。
(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。)
- ・家庭と同じ土俵に立つ
(共感的に受け止める。解決への努力を示す。)
- ・学校全体を巻き込む
(相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。)

養護教諭

- ・把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任・校長・教頭・生徒指導主事に伝える。
- ・保健室に駆け込んでくるいじめられた子どもには、子どもの心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。
- ・訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。
- ・信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気づかせる。
- ・スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。

校内中間教室（保健室登校等支援）

- ・訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。
- ・学級担任が気づきにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- ・担任と十分な連絡をとり、家庭との連絡を密にして問合の解決に努める。